

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 地方税制の改正

Q：平成10年度の地方税法の改正では、土地税制の大幅な見直しが行われていると聞きました。その内容を教えてください。

A：国税と横並びで土地譲渡益課税の軽減が図られているほか、特別土地保有税についても3大都市圏における免税点引き下げ等の課税強化措置が撤廃されることになります。

#### 【解説】

平成10年度の地方税法の改正案の内容は多岐にわたっていますが、目玉となっているのは、土地税制の見直しです。

まず、個人住民税における土地重課の凍結と廃止が注目されます。「超短期所有土地（2年以下）の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例」が平成9年12月31日までの譲渡をもって廃止、「土地（所有期間5年以下）の譲渡等に係る事業所得に係る課税の特例」については平成10年1月1日から12年12月31日までの間に行われた譲渡への適用が凍結されます。

また、特別土地保有税については、市街地区域外に所在する土地で取得後10年を経過したものについてのみ認められている課税対象外措置が、市街地区域内の土地にまで拡大されるほか、3大都市圏における免税点の引下げ措置やミニ保有税などの土地投機抑制税制が撤廃されることになります。

